

# 就労継続支援 A 型

## 基本方針

就労継続支援 A 型に係る障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。

## 実施主体

実施主体	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人以外の者である場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行う者であること。 <input type="checkbox"/> 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社（特例子会社）以外の者であること。
------	---

## 人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	<input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 総数 常勤換算で、利用者数を10で除した数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 職業指導員 1人以上。</li> <li><input type="checkbox"/> 生活支援員 1人以上。</li> <li><input type="checkbox"/> いずれか1人以上は常勤。</li> </ul>
	サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 利用者数60人以下 1人以上。 <input type="checkbox"/> 利用者数61人以上 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。
		<input type="checkbox"/> 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
管理者		<input type="checkbox"/> 資格要件 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか（社会福祉主事任用資格）に該当する者。</li> <li><input type="checkbox"/> 社会福祉事業に2年以上従事した者。</li> <li><input type="checkbox"/> 企業を経営した経験を有する者。</li> <li><input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者。</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。</li> <li><input type="checkbox"/> ただし、指定就労継続支援 A 型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労継続支援 A 型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</li> </ul>

訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
--------	---



